

乾汽船	川崎汽船	山下汽船	田中汽船	荻布海商	東邦汽船	同	川崎汽船	廣藤合名	吾妻汽船	栗林商船	同	原田汽船	樺太汽船	大阪商船	右近商船	北九州商船	大信汽船	攝陽商船						
菊桐丸	明大丸	三吉田丸	春丸	關野丸	第十霧島丸	社船全部	樺太航路船	壽満丸	日吉丸	社船全部	盛運丸	七原田丸	樺太丸	ありぞな丸	立石丸	珠丸外三隻	五大信丸	社船全部						
五月四日	五月一日	五月廿九日	五月廿九日	五月十九日	五月十九日	五月廿一日	五月十七日	五月十三日	五月八日	六月一日	七月一日	十一月一日	十月三十日	十月二十日	十月廿六日	十月二十日	十月十四日	十月十三日						
待遇問題	防寒具支給要求	航路變更による改善要求	解體に依る失業手当	航海手当要求	夏期火夫一名の永久増員要求	オーバタイム要求	冬季防寒手当	解體に依る失業手当	解體に依る失業手当	昇給制度其他協定	食料金増額	首席料理人給料増額	水租條條	下船命令反對	機部一名臨時増員要求	待遇改善	缺員手当	待遇改善						
見一名増員し食料は十六圓に協定された。	東和備船として七年十二月より失業救済の意味にて特殊契約を締結中の處今回船期満了となり約も自然消したる事になり、從つて右特別受ける事になつた。猶甲見一名、石火夫一名、火	船夫一名に毛皮外套支給	石火夫一名見習各一名増員 ヒリスツクス増設 アイスポツクス増設	船長以下三十一名に對して百九十圓五十錢支給	火夫一名永久増員	一、オーバタイムは荷揚オーバタイムとする 二、二千噸以下は甲板部一名、機部一名 三、二千噸以上は甲板部二名、機部二名 四、オーバタイムは近海一時間十五錢、遠洋二十五錢、昭和九年一月一日より實施	水夫長以下各員に對し最高十圓最低五圓増額して 船員一同に對して金一封として五圓増額して 一、一ヶ年未満二ヶ月分 二、一ヶ年以上二ヶ月分 三、二ヶ年以上三ヶ月分 四、三ヶ年以上四ヶ月分 五、四ヶ年以上五ヶ月分 六、五ヶ年以上六ヶ月分 七、六ヶ年以上七ヶ月分 八、七ヶ年以上八ヶ月分 九、八ヶ年以上九ヶ月分 十、九ヶ年以上十ヶ月分 十一、十ヶ年以上十一ヶ月分 十二、十一ヶ年以上十二ヶ月分 十三、十二ヶ年以上十三ヶ月分 十四、十三ヶ年以上十四ヶ月分 十五、十四ヶ年以上十五ヶ月分 十六、十五ヶ年以上十六ヶ月分 十七、十六ヶ年以上十七ヶ月分 十八、十七ヶ年以上十八ヶ月分 十九、十八ヶ年以上十九ヶ月分 二十、十九ヶ年以上二十ヶ月分 二十一、二十ヶ年以上二十ヶ月分	一、一ヶ年未満二ヶ月分 二、一ヶ年以上二ヶ月分 三、二ヶ年以上三ヶ月分 四、三ヶ年以上四ヶ月分 五、四ヶ年以上五ヶ月分 六、五ヶ年以上六ヶ月分 七、六ヶ年以上七ヶ月分 八、七ヶ年以上八ヶ月分 九、八ヶ年以上九ヶ月分 十、九ヶ年以上十ヶ月分 十一、十ヶ年以上十一ヶ月分 十二、十一ヶ年以上十二ヶ月分 十三、十二ヶ年以上十三ヶ月分 十四、十三ヶ年以上十四ヶ月分 十五、十四ヶ年以上十五ヶ月分 十六、十五ヶ年以上十六ヶ月分 十七、十六ヶ年以上十七ヶ月分 十八、十七ヶ年以上十八ヶ月分 十九、十八ヶ年以上十九ヶ月分 二十、十九ヶ年以上二十ヶ月分 二十一、二十ヶ年以上二十ヶ月分	一、一ヶ年未満二ヶ月分 二、一ヶ年以上二ヶ月分 三、二ヶ年以上三ヶ月分 四、三ヶ年以上四ヶ月分 五、四ヶ年以上五ヶ月分 六、五ヶ年以上六ヶ月分 七、六ヶ年以上七ヶ月分 八、七ヶ年以上八ヶ月分 九、八ヶ年以上九ヶ月分 十、九ヶ年以上十ヶ月分 十一、十ヶ年以上十一ヶ月分 十二、十一ヶ年以上十二ヶ月分 十三、十二ヶ年以上十三ヶ月分 十四、十三ヶ年以上十四ヶ月分 十五、十四ヶ年以上十五ヶ月分 十六、十五ヶ年以上十六ヶ月分 十七、十六ヶ年以上十七ヶ月分 十八、十七ヶ年以上十八ヶ月分 十九、十八ヶ年以上十九ヶ月分 二十、十九ヶ年以上二十ヶ月分 二十一、二十ヶ年以上二十ヶ月分	一、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 二、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 三、甲倉庫番手当を新しく支給 四、甲倉庫番四隻に甲板部見習一名増員 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給	一、二年昇給制實施五十錢より一圓五十錢まで 二、北洋材積取滿船の際は一入當り金一圓の積取 三、オーバタイムは從來、一時間十五錢を二十錢に改正 四、甲倉庫番手当を新しく支給 五、汽船除手當十四圓なりしものを十六圓より十八圓迄支給